

機構関連事業について（説明書）

この度、農用地等（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を、しまね農業振興公社（農地中間管理機構）（以下、「県公社」という。）が借り入れするにあたって、将来当該農用地等を対象に所有者や県公社からの貸付者（以下、「貸付相手方」という。）の申請によらず、島根県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業（以下、「機構関連事業」という。）が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

- ・ 機構関連事業は、島根県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- ・ 県公社から借り受けている農用地等を、土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に使用等した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、県公社が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

また、本説明をもって、機構関連事業の実施についての同意を求めるものではありませんので、ご了解願います。